

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会職員の給与等に関する規程

第1節 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に勤務する職員の給与及び役員の手当等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般職員 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会常用雇用職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項に定める者をいう。
- (2) 役員 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第6条第1項に定める者をいう。
- (3) 事務局長 定款第21条第2項によって設置された事務局の統括者をいう。
- (4) 介護等職員 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会常用雇用職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第3項に定める者をいう。
- (5) 嘱託職員 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会嘱託職員に関する就業規則（以下「介護等嘱託職員就業規則」という。）第2条に定める者をいう。
- (6) 臨時職員 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会臨時職員及び非常勤職員に関する就業規則第2条第1項第1号に定める者をいう。
- (7) 非常勤職員 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会臨時職員及び非常勤職員に関する就業規則第2条第1項第2号に定める者をいう。
- (8) パートタイム職員 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会パートタイム職員就業規則第2条に定める者をいう。
- (9) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (10) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。
- (11) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (12) 在級年数 職員が同一の職務に引き続き在職した年数をいう。
- (13) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

第2節 職員等の給与

(給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 給料は正規の勤務時間における勤務に対する報酬であって、次に掲げる手当を除いた全額とする。

- 3 手当は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料)

第4条 給料は那覇市職員の給与に関する条例別表第1（行政職給料表）を準用する。

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表1）のとおりとし、級別資格基準は、級別資格基準表（別表2）のとおりとする。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第5条 新たに職員となった者の職務の級はその職務に応じ級別標準職務表により決定するものとし、給料月額はその者の資格に応じて初任給基準表（別表第3）に掲げる号給を基準としてその者の学歴免許及び経験年数を踏まえ決定するものとする。この場合において、経験年数の換算等については、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）の適用を受ける職員（以下「市職員」という。）の例による。

- 2 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは1号給上位の号給に昇給させることができる。

- 3 職員の勤務成績が特に良好である場合、又は部内の他の職員との均衡上必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくは、その現に受けている号給より2号給以上の上位の号給へ昇給させ、又は、そのいずれをも併せて行うことができる。

- 4 職員が次の各号に掲げる職から当該各号に掲げる職に昇任した場合には、第2項の規定にかかわらず、昇任の日後の最初の昇給にかかる期間を6月短縮することができる。

(1) 主事 主査

(2) 主査 課長

(3) 課長 事務局長

- 5 新たに職員となった者のうち「短大卒」の区分の適用を受けた者については、第2項の規定にかかわらず、その者の職員となった日後の最初の昇給にかかる期間を6月短縮することができる。

- 6 第2項及び第3項の規定の運用は、予算の範囲内で行わなければならない。

- 7 この規程に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、市職員の例による。

(昇格者の給料)

第6条 職員を昇任を伴わないで昇格させた場合におけるその者の給料月額、会長が別に定める。

(休職者等の昇給)

第7条 就業規則第29条1項2号及び3号による休職によって勤務しなかった日のある職員並びに就業規則第37条各号の理由により制裁を受けた職員については、次により昇給を延伸する。

- (1) 休職により勤務しなかった日が60日以上は3ヶ月、150日以上は6ヶ月、240日以上は9ヶ月
 - (2) 就業規則第37条各号による制裁については、戒告は3ヶ月、減給は6ヶ月、停職は9ヶ月
- 2 就業規則第29条1項2号の規定により休職のため昇給期間の延伸のあった職員が、再び勤務するに至った場合において、特に他の職員との均衡上必要があると認められるときは、復職時から1年経過後、3年以内に昇給時期を調整することができる。

(休職者の給与)

第8条 就業規則第29条により休職を命ぜられた職員の給与は、次の各号により支給する。但し、第3号の刑事事件に関して休職を命ぜられた者には給与を支給しない。

(1) 就業規則第29条第1項第1号による休職

休職期間1年まで 給与の100分の70

休職期間1年を超え2年以内 給与の100分の60

休職期間2年を超え3年以内 給与の100分の50

(2) 就業規則第29条第1項第2号による休職

休職期間6月まで 給与の100分の50

休職期間6月を超え1年以内 給料の100分の50

但し、結核性患者の場合は2年以内とする。

(3) 就業規則第29条第1項第4号による休職

休職期間1年まで 給与の100分の70

(4) 就業規則第29条第1項第5号による休職

休職期間6月まで 給与の100分の100

休職期間6月を超え1年以内 給料の100分の50

(給料の支給方法)

第9条 給料の支給方法については、那覇市職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

第3節 職員等の手当

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある事務局長、課長及び主幹に支給する。

2 管理職手当の月額、職員の受ける給料月額の100分の9を超えない範囲内で会長が定める。

第11条 手当（管理職手当及び退職手当を除く。）の基準、支給額及び支給方法については、那覇市職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

(退職手当)

第12条 正規職員が退職又は死亡したときは、退職手当を支給する。ただし、次に掲げる者には支給しない。

- (1) 試用期間中の者
- (2) 懲戒又はこれに準ずべき事由によって退職を命ぜられた者
- (3) 禁固以上の刑が確定した者
- (4) 勤続年数1年未満の者

(起訴中に退職した者の退職手当金の取扱い)

第13条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第4項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当金は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。

2 前項の規定は、退職した者に村しまだ退職手当金の額が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当金の支給の基礎となる期間をいう。次条において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当金の支給の一時差止め)

第14条 会長は、退職した者に対しまだ退職手当金の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は、その者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当金を支給することが、本会に対する信頼を確保し、退職手当金制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当金の支給を一時差止めすることができる。

2 前項の規定による退職手当金等の支給を一時差止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨及びその事由を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 一時差止処分を受けた者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日が経過した日後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、会長に対してその取消を申し立てることができる。

- 4 会長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し訴訟をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、会長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当金の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

- 第15条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、会長はその支給した退職手当を返納させることができる。
- 2 前項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、会長が定める。

(退職手当の支給額等)

- 第16条 退職手当の支給額及び支給方法は、本会が加入している全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款及び沖縄県社会福祉事業共済会の定めるところによる。

(遺族への支給)

- 第17条 本人の死亡の場合の退職手当は、これを遺族に支給する。
- 2 前項において遺族とは、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者
- 3 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位とする。

(遺族からの排除)

- 第18条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当を受けることができる先順位又は

同順位となるべき遺族を故意に死亡させた者

(派遣職員の給与)

第19条 那覇市から派遣された職員の給与は、この給与規程の定めにかかわらず、派遣元で支給されるべき給与の額を支給する。

(介護等職員の給与)

第20条 介護等職員の給与は社会福祉法人那覇市社会福祉協議会介護等常用雇用職員給与規程により支給する。

(臨時職員の給与)

第21条 臨時職員の給与は、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則を準用し支給する。

(非常勤職員の報酬)

第22条 非常勤職員には、報酬を支給するものとし、その額等は那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の適用を受ける職員との権衡を考慮して会長が定める。

(嘱託職員の給与)

第23条 嘱託職員の給与は、他の職員との権衡を考慮して会長が適宜これを定める。

(パートタイム職員の賃金)

第24条 パートタイム職員の賃金は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会パートタイム職員就業規則により支給する。

(補則)

第25条 この規程の実施に関し、必要な事項でこの規程に定めのない事項及びその他給与等の取扱いについては、那覇市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

2 この規定において市職員の例による場合にあっては、本会課長は市職員係長相当職に、本会主査又は主事は、市職員主事若しくは主任主事に相当するものとして市職員の関係規定を適用する。

(委任規定)

第26条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 那覇市社会福祉協議会給与規程（1960年8月26日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、改正後の規程第 12 条の規定は、平成 9 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 11 年 6 月 1 日から施行し、改正後の規程第 4 条、第 7 条、第 17 条の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

付則

- 1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市社会福祉協議会給与規程（平成 8 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 改正前の規定の適用を受けていた職員が、改正後の規程の施行により、従前の給与額との間に均衡を失うことが考えられる場合は、均衡が図れるようその者の給与額は会長が定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 24 日から施行する。